

第二十二号様式裏面中「取りつけ」を「取付け」、「(4) 申請書欄付くター」を「(4) 申請書欄付くター」に改める。

(自動車登録規則の一部改正)

第二条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。  
目次中 第四章 雑則(第二十四条―第二十七条)を「第四章 登録事項等証明書の交付等に係る手続(第二十四条―第二十七条)」に改める。

第二十八条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とし、第二十六条を第三十条とする。

第二十五条第二項を削り、同条を第二十九条とする。

第二十四条を第二十八条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 登録事項等証明書の交付等に係る手続  
(送付に要する費用の納付方法)

第二十四条 法第二十二條第二項の送付に要する費用は、郵便切手又は国土交通大臣が定めるこれに類する証票をもつて納付しなければならぬ。

(本人確認方法)

第二十五条 国土交通大臣が、法第二十二條第一項の規定による請求(以下「交付請求」という。)をする者について本人であることの確認を行う場合における同条第四項の国土交通省令で定める方法、次のとおりとする。

- 一 登録事項等証明書の交付の請求書に記載されている交付請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該交付請求をする者が本人であることを確認するに足りるものを提示させる方法
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、当該交付請求をする者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類を提示させる方法

2 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、交付請求をする者が登録事項等証明書の交付の請求書を国土交通大臣に送付するときは、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(交付請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を提出させる方法により本人であることを確認を行うものとする。

3 登録情報提供機関が、法第二十二條第三項の委託(以下単に「委託」という。)をする者について本人であることの確認を行う場合における同条第四項の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二條の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及びそれにより確認される電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二條第一項に規定する電子署名をいう。)が行われた法第二十二條第五項に規定する事項(同条第三項の規定による請求(以下「提供請求」という。))に係るものに限る。)の提供を受ける方法

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三條第一項に規定する電子証明書及びそれにより確認される電子署名(同法第二條第一項に規定する電子署名をいう。)が行われた法第二十二條第五項に規定する事項(提供請求に係るものに限る。)の提供を受ける方法

三 識別番号及び暗証番号を用いる方法  
四 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書面を提示させる方法  
四 交付請求及び提供請求の際の明示事項

第二十六条 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 交付請求をする者の氏名及び住所
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項  
イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号  
(1) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合  
(2) (1)に掲げる場合のほか、登録事項等証明書を交付することについて特別の理由がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号  
法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 委託をする者の氏名又は名称及び住所
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項  
イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項  
(1) 登録情報に自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所(以下「所有者等情報」という。)が含まれていない場合  
(2) 登録情報に含まれる所有者等情報によつて識別される自動車の所有者が当該自動車について登録情報の提供を受ける場合  
(3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録情報の提供を受ける場合  
(4) 法第六十三條の三第一項の規定による届出をした自動車製作者等が当該届出に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合  
(5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十八條第一項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が同法第三十九條第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合  
(6) 使用済自動車の再資源化に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理人、同法第五十五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 提供請求に係る自動車登録番号及び車台番号  
三 登録情報のうち、委託をする者が編集し、又は加工することができるものの提供を受ける場合にあつては、委託をする者における登録情報の安全管理の方法  
(請求の事由の明示を必要としない場合)

第二十七条 法第二十二條第五項ただし書の国土交通省令で定める場合は、自動車の所有者が当該自動車について交付請求をする場合(同条第二項の規定に基づき交付請求をする場合を除く。)とする。

(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)  
第三條 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

三 識別番号及び暗証番号を用いる方法  
四 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書面を提示させる方法  
四 交付請求及び提供請求の際の明示事項  
第二十六条 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。  
一 交付請求をする者の氏名及び住所  
二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項  
イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号  
(1) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合  
(2) (1)に掲げる場合のほか、登録事項等証明書を交付することについて特別の理由がある場合  
ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号  
法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。  
一 委託をする者の氏名又は名称及び住所  
二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項  
イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項  
(1) 登録情報に自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所(以下「所有者等情報」という。)が含まれていない場合  
(2) 登録情報に含まれる所有者等情報によつて識別される自動車の所有者が当該自動車について登録情報の提供を受ける場合  
(3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録情報の提供を受ける場合  
(4) 法第六十三條の三第一項の規定による届出をした自動車製作者等が当該届出に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合  
(5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十八條第一項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が同法第三十九條第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合  
(6) 使用済自動車の再資源化に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理人、同法第五十五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合  
ロ イに掲げる場合以外の場合 提供請求に係る自動車登録番号及び車台番号  
三 登録情報のうち、委託をする者が編集し、又は加工することができるものの提供を受ける場合にあつては、委託をする者における登録情報の安全管理の方法  
(請求の事由の明示を必要としない場合)  
第二十七条 法第二十二條第五項ただし書の国土交通省令で定める場合は、自動車の所有者が当該自動車について交付請求をする場合(同条第二項の規定に基づき交付請求をする場合を除く。)とする。  
(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)  
第三條 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。